

青森県報

号外第百十号

令和二年
十一月三十日
(月曜日)

目 次

人事委員会

○人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……

公安委員会

○青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(交通企画課) ……

人事委員会

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。
第十四条第一項第四号中「百分の八十七未満」を「百分の七十九以下」に、「百分の百七未満」を「百分の九十八以下」に改める。
第十四条の二第二項第三号中「百分の四十二・五未満」を「百分の四十・五以下」に、「百分の五十二・五未満」を「百分の五十・五以下」に改める。

附 則

この規則は、令和三年五月三十一日から施行する。

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月三十日

青森県公安委員会委員長 成 田 晋

青森県公安委員会規則第九号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号イ(イ)中「幼児(六歳未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ハ)中「、幼児」を「、小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(ニ)中「に幼児」を「に小学校就学の始期に達するまでの者」に改める。

別記様式第二号を次のように改める。

別記様式第2号(第4条関係)

表

| | | |
|-----------------------|------------|---------|
| 駐停車・駐車禁止除外指定車 | 番 号 発行日 | 第 年 月 日 |
| 使用中 | | |
| 車両番号 | | |
| 運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり | | |
| 有効期限 | 年 月 日まで | |
| 青森県公安委員会 印 | | |

裏

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止及び駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐停車はできません。

- 法定駐停車禁止場所の駐停車(道路交通法第44条第1項各号及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐停車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐停車(道路交通法第47条)
- 車庫代わりの駐停車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐停車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(②)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所

氏名

注 1 色彩は、緑及び文字を黒色、表地を青褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第二号の二を次のように改める。

別記様式第2号の2(第4条関係)

表

| | | |
|-----------------------|------------|---------|
| 駐車禁止除外指定車 | 番 号 発行日 | 第 年 月 日 |
| 使用中 | | |
| 車両番号 | | |
| 運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり | | |
| 有効期限 | 年 月 日まで | |
| 青森県公安委員会 印 | | |

裏

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐停車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐停車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐停車(道路交通法第44条第1項及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐停車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐停車(道路交通法第47条)
- 車庫代わりの駐停車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐停車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出しなければなりません。

4 現場において、警察官等の指示があった場合には、その指示に従って下さい。

5 この標章を不正に使用した場合には、処罰され又は返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(②)の場合は発見した標章)を速やかに返納して下さい。

(1) 有効期限が経過したとき又は更新により新たに標章の交付を受けたとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなったとき。

被交付者等
住所

氏名

注 1 色彩は、緑及び文字を黒色、表地を赤褐色、裏地を白色とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格B6横長とする。

別記様式第十号を次のように改める。

別記様式第十号（第17条関係）

| | |
|--|--|
| 青森県公安委員会 殿 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者等 <input type="checkbox"/> 副安全運転管理者等 <input type="checkbox"/> 安全運転管理者等が運転免許を受け ている場合 | 安全運転管理者等に関する届出書 年 月 日 届出者（自動車使用者）の氏名（法人にあっては その名称及び代表者の氏名）及び住所 住所 氏名 （電話） |
| ② 安全運転管理者等 住所 氏名（ふりがな） 生年月日 年 月 日生（歳） 資格要件 <input type="checkbox"/> 運転管理2年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の講習を修了し、運転管理1年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定 <input type="checkbox"/> 運転管理1年以上 <input type="checkbox"/> 運転経験3年以上 <input type="checkbox"/> 公安委員会の認定 | ④ 名称 位置 業務所 業務所電話番号 業務種別 <input type="checkbox"/> 官公署 <input type="checkbox"/> 社団法人等 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 産業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売・小売業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 電気ガス業 <input type="checkbox"/> 通信業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 運転代行業 <input type="checkbox"/> その他 |
| ③ 職務上の地位 免許種別 交付年月日 交付公安委員会 勤務形態 <input type="checkbox"/> 日勤 <input type="checkbox"/> 隔日 <input type="checkbox"/> その他（ ） 安全運転管理者等が運転免許を受け ている場合 | ⑤ 使用する自動車 乗用 貨物 大型 中型 普通 大特 小一 計 乗用 普通 普通 普通 大特 小一 計 大型 中型 普通 大特 小一 計 乗用 普通 普通 普通 大特 小一 計 大型 中型 普通 大特 小一 計 乗用 普通 普通 普通 大特 小一 計 大型 中型 普通 大特 小一 計 |
| 備考 1 記載上の注意事項 2 届出は、警察署で記入することとする。 3 用紙の大きさは、日本産紙規格A4縦長とする。 | 備考 1 添付書類 2 住民票の写し又は戸籍抄本 3 3年又は5年のもの 4 現住所と住民票の住所が異なる場合、在籍証明書 |

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に交付された改正前の青森県道路交通規則第四条第一項第四号に規定する駐車車・駐車禁止除外指定車標章及び同項第五号に規定する駐車禁止除外指定車標章は、当該標章の有効期限が到来するまでの間、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の青森県道路交通規則別記様式第二号、別記様式第二号の二及び別記様式第十号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円